



稲敷市



# 新型コロナを乗り越えよう おもいやりのまち宣言

～感染した方々にやさしさを ウィルスと闘うすべての方々に感謝を～

稲敷市では、市民の皆さまと共に、大切な人と生活を守るため、思いやりの気持ちをもった社会を目指し、以下のことを宣言します。また、コロナによる不当な差別から人々を守るため、市民の皆さまに3つのお願いがあります。

宣言1

**感染者や医療従事者等を  
差別や誹謗中傷から守ります。**

宣言2

**正確な情報に基づき、風評被害を防ぎます。**

宣言3

**思いやりのある、  
やさしいまちづくりに取り組みます。**

お願い  
1

感染者・濃厚接触者やその家族、友人、医療従事者等への非難や、偏見に基づく差別、いじめや誹謗中傷等の心ない書き込みをインターネット・SNS等に掲載・投稿することはやめてください。

お願い  
2

不確かな情報やうわさ話に惑わされることなく、正確な情報に基づいた冷静な行動が必要です。また、自分自身が流した情報が人を苦しめてしまわないか、相手の立場に立って考えましょう。

お願い  
3

私たちが闘っているのは、「人」ではなく「ウィルス」です。現在の状況では、誰もが不安な気持ちになりますが、市民一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを忘れずに、誰もが安心して暮らせるまちにしましょう。

令和3年2月

稲敷市新型コロナウイルス感染症対策本部長

稲敷市長 筧 信太郎

# “コロナ”差別が生じる原因と、差別がもたらす負のスパイラル



## コロナ差別の“加害者”にならず負のスパイラルを断ち切るために

**冷静な行動**

自らの感染を防ぐよう行動をするとともに落ち着いて行動しましょう。

**正しい知識**

うわさ話やSNS等の無責任な情報をすぐに信じず、公共機関が発信する情報を確認しましょう。

**思いやりの心**

相手の立場になって考え、人と人との心のつながりを大切にしましょう。



茨城県では、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族及び医療従事者等への差別が禁止されています。※1

※1 「茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例」(令和2年10月2日施行) 第14条による



## もしも差別を受けたり、見かけたりしたら…“コロナ差別に関する相談窓口”まで

<b>市の窓口</b>	稲敷市人権推進室 ☎029-892-2000 (受付) 平日の午前9時～午後5時
<b>〈学校関係〉</b>	各小中学校・幼稚園・こども園 または 稲敷市教育センター ☎029-892-2852 (受付) 平日の午前9時から午後4時30分
<b>県の窓口</b>	新型コロナウイルス感染症に関する特設人権相談窓口 ☎029-301-2613 (受付) 平日の午前9時～午後5時
<b>〈学校関係〉</b>	いじめ・体罰解消サポートセンター 県南地区 ☎029-823-6770 (受付) 平日の午前9時～午後4時30分 (火・木・金は午後6時30分まで延長)
<b>新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口</b>	茨城県庁内専用電話 (直通) ☎029-301-3200 (受付) 午前8時30分～午後10時 土日・祝祭日を含む

